

「省エネ基準適合義務制度の解説」の正誤表

2024/11/27

ページ	該当箇所	更新・訂正内容	
		(誤)	(正)
P.8 (スライド P.15)	表中「パターン 2」及び「パターン 5」の「適合判定通知書、計画書の提出」	計画変更の確認申請時に必要	計画変更の確認審査時に必要
P.12 (スライド P.24)	判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」	下段※参照	
P.17 (スライド P.34)	完了検査申請、完了検査、検査済証交付	—	(掲載漏れのため追加)
P.79	確認申請書第四面記載上の留意事項 【備考】	【備考】 ・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する ・一方、計画書（省エネ適判申請書）は、省エネ適判を行う棟（新たに新築、増築又は改築を行う棟）分のみ、第四面・第五面を作成する	
			(記載内容に誤りがあったため 削除)

※ P.12 (スライド P.24) 判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」

(誤)

(正)

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅住宅国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。

※1 法の条番号は2025年4月施行後のもの

※2 省エネ基準においては、省エネ計算の対象外となる室用途あり
例:工場の生産エリア、データセンターの電算機室、病院における特殊な室用途(放射線業務を行う室など)、倉庫における冷凍室(これらの室と一体不可分で利用される昇降機も計算対象外)

※2